

平成 27 年 3 月 25 日

各 位

株式会社 西 京 銀 行
取締役頭取 平岡 英雄

オペレーショナル・リスク相当額の算出に係る「粗利益配分手法」の承認について

西京銀行は、現行の自己資本規制（バーゼルⅢ）に基づくオペレーショナル・リスク相当額の算出において、平成 27 年 3 月末より「粗利益配分手法」を採用することについて金融庁より承認を受けましたので、お知らせいたします。

1. 「オペレーショナル・リスク」とは

事務処理手順の不備や取扱いミス、システム障害、不正行為、災害による資産の損傷等により損失が生じるリスクをいいます。

2. 「粗利益配分手法」とは

自己資本比率の算定に係る「オペレーショナル・リスク相当額」の算出に認められる 3 つの手法（「基礎的手法」「粗利益配分手法」「先進的計測手法」）のうちの 1 つです。「粗利益配分手法」を採用するには、高度なオペレーショナル・リスク管理態勢を整備したうえで、金融庁の承認を受ける必要があります。

このため当行では、粗利益配分手法の使用に係る承認に向けて、オペレーショナル・リスク管理の高度化に着手し、管理態勢の整備・充実に努めてまいりました。

これからも当行は、オペレーショナル・リスク管理の高度化に努めるとともに、地域のお客さまからこれまで以上に安心、信頼していただける銀行を目指してまいります。

◆本件に関するお問い合わせ

西京銀行 総合企画部
主計グループ（担当：林）
TEL 0834-22-7668